

## 滋賀県特定空家等代執行支援事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 知事は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項に定める空家等対策計画において対象とする地区で市町長が行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町長が法第14条第9項に基づく行政代執行または同条第10項の規定に基づく必要な措置の代執行により特定空家等を除却する事業であって、かつ、所有者等からの費用回収不能額を事業実施前に確定させることができないものとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、国の補助制度を活用して実施した代執行については、本補助金の対象としない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する対象経費の3分の1（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）とする。ただし、代執行1件あたりの補助金の額の上限は1,000千円とする。

### (事業計画協議書の提出)

第5条 市町長は、本補助制度を活用しようとするときは、あらかじめ事業実施計画協議書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

### (補助金の額の内示)

第6条 知事は、前条の規定による事業計画協議書を受理したときは、当該協議書の審査および必要に応じて事情聴取等を行い、補助事業として適当と認めるときは、様式第2号により速やかに補助金の額の内示を行うものとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 市町長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第3号）に事業実績報告書（様式第4号）を添付して知事に提出しなければならない

い。なお、補助金の交付申請は、事業完了後に事業箇所1件ごとに行うものとする。

#### **（補助金の交付決定等）**

第8条 知事は、前条により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の交付決定および額の確定を行い、交付決定通知および額の確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

#### **（補助金の交付時期）**

第9条 この補助金は、第8条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

#### **（補助金の返還）**

第10条 補助事業完了後に、代執行に係る経費を徴収したこと等により補助対象経費に変動が生じたときは、市町長は、様式第7号により知事に報告するとともに、徴収した経費に係る補助金を返還しなければならない。

#### **（指示等）**

第11条 知事は市町長に対して、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、または検査をすることができる。

#### **（書類の保管）**

第12条 市町長は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

#### **（標準事務処理期間）**

第13条 この要綱に係る標準事務処理期間は、次のとおりとする。

規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定は、第7条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

#### **（その他）**

第14条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別途知事が定める。

#### **附則**

この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

別表1（第3条関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>代執行に要した費用のうち、回収に向け最大限の取組を実施したにもかかわらず回収が著しく困難であって、かつ回収不能額が確定した費用を対象とする。</p> <p>補助対象額は、次の数式 a)および b)により計算された費用のうちいずれか低い額とする。</p> <p>a) = (代執行に要した費用) - (所有者等から回収が可能であった費用)</p> <p>b) = (国土交通大臣の定める平米あたりの除却工事費) × (除却する空家等の延床面積)</p> <p>ただし、代執行に要した費用に含まれる経費は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定空家等の除却工事に要する費用</li> <li>・ 廃材等の撤去処分に要する費用</li> </ul>
---------------	--